

平成21年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(国保)税は、国保に加入している皆さんが病気やけがをした時にかかる医療費をまかなう大切な財源です。私たち一人ひとりが納める国保税により、国保に加入しているすべての人が安心して医療を受けることができるようになります。国保を健全に運営するため、国保税の納付にご協力をお願いします。

◆平成21年度国民健康保険税の算定表

医療保険分 (0歳～75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳～75歳未満)	介護保険分 (40歳以上～65歳未満)
① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－33万円)×7.1%	① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－33万円)×1.9%	① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－33万円)×1.1%
② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 21,000円×人数	② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 7,000円×人数	② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 6,300円×人数
③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 23,000円	③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 5,800円	③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 3,700円
合計額〔①+②+③〕	合計額〔①+②+③〕	合計額〔①+②+③〕
賦課限度額 47万円	賦課限度額 12万円	賦課限度額 10万円

注) 前年度と比較して税率等は変わりませんが、前年度より介護保険分の賦課限度額が1万円(9万円→10万円)上がります。

●後期高齢者支援金分とは

平成20年4月より始まった「後期高齢者医療制度」を支えるために、国保をはじめ社会保険、共済等の被保険者(75歳未満)全員にご負担していただくものです。

●年度途中での加入・脱退の場合は

国保に年度途中で加入・脱退の場合は、月割り計算されます。国保税は届けた日からではなく、本来国保に加入すべき日の月にさかのぼって計算されます。

●国保税の申告について

国保に加入されている方及びその世帯主は所得の有無に関わらず、毎年1月1日現在における住所地の市区町村に申告していただく必要があります。国保税の軽減判定の際、同じ世帯に国保に加入して世帯主が社会保険であっても、国保税の軽減判定には世帯主の所得も含まれます。転入前住所地で申告していない方は前住所地で申告をお願いします。

■平成21年度の国保税納税通知書は7月上旬に送付を予定しています。

◎問い合わせ先：国保年金課 国保係 ☎72-2111 内線424、425

子ども会(保護者)研修会

- ▶日時 6月14日(日)／午前9時30分～正午
- ▶会場 生涯学習センター 会議室2・3・4 (入場無料)
- ▶対象 子ども会の役員、子ども会の保護者、自治公民館長、子ども会活動に関心のある人
*参加申し込みは不要です。
- ▶講演 辻広明さん(久留米晴明保育園園長)
「子ども会を楽しく運営するには」～地域みいーんなで、子どもの『いきぬく力』を育むために～
- ▶その他 校区别交流会など
- ▶問い合わせ先 生涯学習課 学習・文化係 ☎72-2111 内線523